

第19回日韓青少年冬季スポーツ交流 実施要項 (案)

＝スポーツ庁国庫補助事業＝ <日韓共同未来プロジェクト>

1. 目的

2002年サッカーワールドカップ大会の日韓両国の共同開催決定を機に、幅広い年齢層を対象に各種のスポーツ交流を実施することによって、日韓両国の親善と友好をより一層深め、更には両国のスポーツの振興を図ることを目的とする。

2. 交流方式

日韓両国の選手団員が互いの国を訪問し、様々な交流を行う相互交流方式。

3. 主催

公益財団法人日本スポーツ協会

4. 共催 (予定)

公益財団法人長野県スポーツ協会

公益財団法人全日本スキー連盟

公益財団法人日本アイスホッケー連盟

公益財団法人日本中学校体育連盟

公益財団法人日本スケート連盟

公益社団法人日本カーリング協会

5. 後援 (予定)

6. 実施競技・人数

4競技6種目/日韓両国選手団共通 (各競技別の人数構成は以下のとおり)

競技 種目	スキー		スケート		アイスホッケー	カーリング	本部 役員	合計
	アルペン	クロスカントリー	スピード	ショートトラック	-	-		
中学校(男子)	12	12	15	10	22	5	-	76
中学校(女子)	12	12	15	10	-	5	-	54
指導者	3	3	5	3	5	3	-	22
本部役員	-	-	-	-	-	-	7	7
合計	27	27	35	23	27	13	7	159

7. 交流内容

[派遣交流]

(1) 期間

2021年2月25日(木)～3月1日(月) 5日間

(2) 日本選手団：159名

1) 選手(中学生)130名

① 派遣実施体育・スポーツ協会が推薦し、日本スポーツ協会が認める者

※但し、上記条件において参加者が定員に満たない場合に限り、日本スポーツ協会及び派遣実施都道府県体育・スポーツ協会が協議の上、参加者を決定することができる。

② 2020年4月1日現在、中学生

※但し、上記条件において参加者が定員に満たない場合に限り、日本スポーツ協会及び派遣実施都道府県体育・スポーツ協会が協議の上、参加者を決定することができる。

③ 国際交流において日本選手団としてふさわしい態度・行動をとることができる者

2) 指導者：22名

① 派遣実施体育・スポーツ協会または日本スケート連盟が推薦し、日本スポーツ協会が認める者

② 年齢は40歳程度までの者が望ましい

③ 国際交流において日本選手団としてふさわしい態度・行動をとることができる者

④ 日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格を有する者が望ましい。

3) 本部役員：7名

① 日本スポーツ協会役員、評議員、委員会委員および職員

② 受入実施都道府県体育・スポーツ協会が推薦し、日本スポーツ協会が認める者

(3) 会場

(4) 経費

- 1) 日本選手団参加料：一人1万円
- 2) 以下の経費は日本スポーツ協会が負担する。
 - ・指定集合・離散場所と国内利用空港（宿舎）間の交通費
 - ・前泊・後泊の必要性が生じた際の宿泊費・食事経費
 - ・渡航費
 - ・海外旅行保険の加入に係る経費
 - ・日本選手団ユニフォーム作成費（競技用ユニフォームは各自手配すること）など交流にかか
- 3) 以下の経費は大韓体育会が負担する。
 - ・日本選手団の韓国滞在に関わる宿泊・食事・国内移動等の経費
- 4) 以下の経費は参加者が負担する。
 - ・自宅から派遣実施都道府県体育・スポーツ協会が指定する集合場所、または自宅から日本スポーツ協会が指定する駅までの移動に係る経費
 - ・パスポートの取得に関する経費
 - ・個人に係る諸経費（電話代、ルームサービス代等）

[受入交流]

(1) 期間

2021年1月7日（木）～11日（月） 5日間

(2) 韓国選手団（159名）

- | | |
|------------|------|
| 1) 選手（中等部） | 130名 |
| 2) 指導者 | 22名 |
| 3) 本部役員 | 7名 |

(3) 日本選手団：159名

- 1) 選手（中学生）：130名
※参加資格については、派遣交流の項に記載の内容と同一とする。
- 2) 指導者：22名
※参加資格については、派遣交流の項に記載の内容と同一とする。
- 3) 本部役員：7名
※参加資格については、派遣交流の項に記載の内容と同一とする。

(4) 会場

雪上競技（スキー）、氷上競技（スケート、アイスホッケー、カーリング）：長野県

(5) 経費

- 1) 以下の経費は日本スポーツ協会が負担する。

なお、交流の実施に係る基本的業務は、日本スポーツ協会から受入交流実施都道府県に委託し、経費処理の要項は別に定める。

 - ・両国選手団の宿泊費・食事経費
 - ・両国選手団の公式プログラム中の移動経費
 - ・文化探訪等施設入場料等
 - ・各種レセプション・関係会議開催経費
 - ・競技会の運営・使用に係る経費
 - ・その他交流の実施に係り日本スポーツ協会が認めた経費
- 2) 以下の経費は参加者が負担する。
 - ・自宅から受入実施都道府県体育・スポーツ協会が定める集合場所、または自宅から日本スポーツ協会が指定する駅までの移動に係る経費
 - ・個人に係る諸経費（電話代、ルームサービス代等）